

久慈市告示第100号

公示送達書

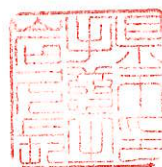
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次の書類を公示送達します。

なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、この書類の送達があったものとみなされます。

また、あなたの書類は、当市役所において保管していますから請求があれば、いつでも交付します。

令和8年7月15日

久慈市長 中平 均



書 類 の 名 称	送達を受けるべき者の 氏名（名称）	摘 要
令和8年度固定資産税納税通知書	亡大上博美相続財産法人	
令和8年度固定資産税納税通知書	亡松川一志相続財産法人	
令和8年度固定資産税納税通知書	亡下向正巳相続財産法人	
令和8年度固定資産税納税通知書	亡段基保相続財産法人	
令和8年度固定資産税納税通知書	中野良政	